

浅 政 第 1 4 9 号
平成26年11月10日

浅口市行財政改革推進懇談会会長 殿

浅 口 市 長 栗 山 康 彦

浅口市行財政改革の推進について（諮問）

浅口市行財政改革推進懇談会規則（平成22年規則第7号）第2条の規定に基づき、今後の行財政改革の推進について貴懇談会の意見を求めます。

1 諮問事項

浅口市行財政改革の推進について

2 諮問主旨

浅口市では、平成24年3月に第2次行政改革大綱を策定し、その具体的行動計画である行政改革プランにある65項目の改革に取り組み、将来負担の軽減や財政基盤の強化に努めるなど、一定の成果を上げてきました。

しかし、合併による普通交付税の特例措置が平成27年度で終了し、平成28年度からの段階的縮減などにより、非常に厳しい財政運営が見込まれております。このような中、市の将来、そして子供たちの未来を見据えた持続可能な行財政運営を確立し、複雑多様化する行政課題に的確に対応するとともに、質の高い行政サービスを提供し、市民の満足度を向上させるため、さらなる行財政改革の推進について諮問いたします。

- 行政経営体制の確立（戦略のある組織体制の構築）
本庁・総合支所のあり方の検討など
- スリムで効率的な財政基盤の確立（受益者負担の見直し）
使用料・手数料の検討など
- スリムで効率的な財政基盤の確立（補助金制度及び補助金等の見直し）
補助金制度の検討、各種団体等の補助金の見直しなど